

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

保ワ第 1314 号  
令和 5 年 3 月 23 日

地区医師会長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部  
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）

平素より、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 5 年 3 月 20 日付け健感発 0320 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知より、別添のとおり行政検査の取扱い廃止が示されました。

つきましては、関係機関宛てに周知していただき、感染症法上の位置づけ変更以降の取扱いについて、遺漏の無いようご留意願います。

○概要

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって医療機関への行政検査委託及び患者の自己負担分の公費支援終了。

（外来・入院診療で実施した検査における受診者の自己負担額補助の終了）。

（補足）

- ・感染症法上の位置づけ変更以降（令和 5 年 5 月 8 日予定）、検査料のうち、受診者の自己負担分は、受診者あて請求を行う。
- ・検査結果を「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（G-MIS）に入力する扱いについては、別途示される予定の通知をご参照下さい。

問合せ先）沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部  
総括情報部（ワクチン・検査推進課 検査・支援班）  
電話 098-894-5122（担当：平賀、仁平）

健感発 0320 第 2 号  
令和 5 年 3 月 20 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされたところである。また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了する。」とされたところである。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって行政検査通知を廃止し、都道府県等が医療機関へ行政検査を委託し、患者の自己負担分の公費支援を行う取扱いを終了するので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であることを申し添える。